

別紙 集団指定要件

| 認証の種類 | 特別栽培農産物の種類           | 認証要件  | 要件基準  | 集団指定要件  |
|-------|----------------------|---|---|---|
| 集団指定  | 新ガイドラインに規定された特別栽培農産物 | <p>1 組織要件</p> <p>2 生産対策要件<br/>(1) 集団責任者</p> <p>(2) 栽培の統一</p> <p>(3) 環境に優しい農業への取組</p> <p>3 流通販売要件</p> <p>4 その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団の規約がある。</li> <li>・ おおむね10戸以上の農業者で組織されている集団であるか、又は予定される特別栽培農産物の作付面積の合計が、おおむね2ha以上であること。<br/>(おおむねとは、8割をいう。)</li> <li>・ 栽培状況の確認と栽培指導を行う。(確認・栽培責任者経験者又は、作物についての知識や栽培経験を有する者)</li> <li>・ 1作目ごとに栽培暦に基づく栽培協定がある。(農薬及び化学肥料の低減のための取組内容についても記載する。)</li> <li>・ 栽培協定により使用肥料、薬剤の統一と購入先が特定されている。</li> <li>・ 栽培履歴を、記帳する。</li> <li>・ 発生予察に基づく、防除指導を行う。</li> <li>・ 土壌診断による、適性施肥の実施。</li> <li>・ 集団で堆肥製造施設や、散布機械、土作り機械等を所有し、土づくりに取り組んでいる。</li> <li>・ 通いコンテナ等、段ボールを使用しない集出荷体制が整っている。</li> <li>・ 集団責任者により、出荷量販売先が明確に管理できる。</li> <li>・ 消費者等からの問い合わせに対し、情報を公開できる。</li> <li>・ 自主検査による品質安定に努力する。</li> <li>・ 生産された農産物の一部を地元に流通させる。</li> <li>・ 集団責任者は、年1回検査を受ける。</li> <li>・ 研修会に参加する。</li> </ul> | <p>※7つの選択要件については、4つ以上選択することを認証の要件とする。</p> <p>必須要件<br/>必須要件</p> <p>必須条件</p> <p>必須要件</p> <p>選択要件</p> <p>必須要件<br/>選択要件</p> <p>選択要件</p> <p>選択要件</p> <p>選択要件</p> <p>必須要件</p> <p>必須要件</p> <p>必須要件</p> <p>選択要件</p> <p>選択要件</p> <p>必須要件</p> <p>必須要件</p> |